

京都市南岩本公園における写真及び映画の撮影に係る取扱基準

京都市南岩本公園（以下「公園」という。）において業として写真又は映画を撮影することは、他の者の公園利用を妨げるおそれがあるため、京都市南岩本公園条例において、行為許可を要することとしている。

本取扱基準は、公園内の写真及び映画の撮影における取扱いを下記のとおり定めるものである。

記

- 1 「京都市建設局所管の都市公園における写真及び映画の撮影に係る取扱基準」を準用する。
- 2 この基準の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅政策担当局長が定める。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。